

豊中市成年後見等審判請求申立審査会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、豊中市成年後見等審判請求申立実施要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、豊中市成年後見等審判請求申立審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営その他審査会について必要な事項を定めることを目的とする。

(検討事項)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 対象者の意思能力に関する事。
- (2) 申立ての可否に関する事。
- (3) 要綱第4条における申立ての種類に適否に関する事。
- (4) 後見人等の候補者に関する事。
- (5) 申立て費用に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 審査会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 福祉部地域共生課を担当する次長
- (2) 福祉部地域共生課長
- (3) 福祉部長寿安心課長
- (4) 福祉部障害福祉課長
- (5) 福祉部福祉事務所長
- (6) 健康医療部医療支援課長
- (7) 健康医療部所属の医師

(会長)

第4条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、福祉部地域共生課を担当する次長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、審査会の事務を総理し、審査会を代表する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(審議資料)

第6条 第2条に掲げる検討事項についての審議は、原則次の各号に掲げる資料をもって行う。ただし、第3号の資料が提出できない場合は、申立事情説明書の提出に変えることができる。また、第7号で親族の申立意向確認すべき対象がない場合は、資料の提出を不要とする。

- (1) 成年後見等審判申立調書
- (2) 診断書
- (3) 本人情報シート
- (4) 親族構成図
- (5) 財産目録
- (6) 収支予定表
- (7) 親族の申立意向確認結果一覧
- (8) 前各号に掲げるもののほか、審議に必要な資料

2 虐待事案において、本人の保護を図るため、速やかに要綱第2条の申立てを行う必要がある場合は、前項第4号及び第7号の提出を省略することができる。

(関係者の意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、福祉部地域共生課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成13年6月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年1月25日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。